

「茨城県性暴力根絶条例」修正案に関する会長談話

令和4年9月27日付け読売新聞朝刊や同日付け茨城新聞朝刊によれば、いばらき自民党は、同年の茨城県議会第3回定例会に提案を予定していた標記条例案を修正して同年の茨城県議会第4回定例会で提案を目指すとのことである。

修正前の標記条例案については、同年8月18日付け会長談話（以下「8月会長談話」という。）を発出した。

標記条例案の修正案につき事前の開示がないことからその内容を具体的に把握できていないところではあるが、上記の新聞報道からすると、標記条例案の修正案は、子どもに対する一定の性犯罪を犯して懲役又は禁錮に処せられその執行を終わった者に対する氏名、住居の所在地などの茨城県知事への届出義務に関する過料の制裁規定を削除するものようである。

それを前提とした場合であるが、過料の制裁規定を削除したからといって、8月会長談話で指摘した標記条例案の問題点、すなわち、前科等のある者もこれをみだりに公開されないという法律上の保護に値する利益が侵害されるおそれがあること、届け出られた情報の保存期間の定めやその管理に関する定めがないことなどといった問題点が解消されるものではないことを改めて指摘する。

よって、8月会長談話で指摘した該当箇所については従前と同様に反対するものである。

対象となる者に対する更生への支援を真に考えるのであれば、その者が自ら進んで社会復帰への支援を求めることができるような制度を調査研究し、その制度を具体的に規定するべきである。

令和4年11月2日

茨城県弁護士会

会長 亀田 哲也

